

Q509. 労働者を採用する際に注意することはありますか？

使用者は、原則として、どのような人をどのような条件で雇い入れるかについて、法律その他による特別の制限がない限り、自由に決めることができます。

「法律その他による特別の制限」は、例えば次のようなものがあり、採用等する際には、以下の禁止事項および遵守事項に注意する必要があります。

- ① 性別を理由とする差別の禁止（均等法 5~7 条）
- ② 募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保（雇用対策法 10 条）
- ③ 黄犬契約の禁止（労働者が労働組合に加入しない、または労働組合から脱退することを雇用条件とすること）（労組法 7 条）
- ④ 障害者雇用促進法による法定雇用率の設定等（法 43 条）

その他、有期雇用労働者の無期転換、派遣労働者についての直接雇用（労働契約申込みみなし制度）の場合に採用の自由が制限されることがあります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所
勤務弁護士作成